

社会福祉法人池上長寿園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 池上長寿園（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定めるものとする。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定めるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第7条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。
 - (1) 別表2(2)の報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第7条に準じた日とする。
 - (2) 別表2(1)、(3)及び(4)の報酬については、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅費)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める役員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月27日より施行する。

附則 この規程は、令和2年1月1日より改定施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事	日額 15,000 円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000 円

(2) 理事長

	日 額
法人及び施設業務のための出勤	15,000 円

(3) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円

(4) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
監事監査等への出席	15,000 円
監事監査等への出席（公認会計士）	50,000 円

注) 評議員会及び理事会が同日に開催され、そのいずれにも出席した者の報酬の額は10,000円とする。